

従たる事務所に関する変更事項であっても、「法人名簿登録事項変更届出」は主たる事務所が提出する。

記入例

法人様式第7号

行政書士法人名簿登録事項変更届出書

平成 年 月 日

日本行政書士会連合会
会長

殿

法人名称 **行政書士法人 YUKIMASA**
主たる事務所の法人番号 **2222221** **行政書士法人**
(代表) 社員 **行政 太郎** **YUKI**
MASA

行政書士法人名簿に登録を受けた事項について変更が生じたので、日本行政書士会連合会会則第53条の5の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日		
2. 変更した事項	※ 該当するものにすべてチェック		
<input type="checkbox"/> 法人名称 <input type="checkbox"/> 目的 <input type="checkbox"/> 事務所名称 <input type="checkbox"/> 事務所所在地 <input type="checkbox"/> 従たる事務所設置 <input type="checkbox"/> 従たる事務所廃止 <input type="checkbox"/> 社員の加入 <input type="checkbox"/> 社員の脱退 <input type="checkbox"/> 社員の所属する事務所 <input type="checkbox"/> 社員の役職又は住所等 <input type="checkbox"/> 使用人である行政書士の雇用又は退職等 <input type="checkbox"/> 使用人である行政書士の登録された事務所 <input type="checkbox"/> その他			
3. 変更の内容	変 更 後	変 更 前	
※記入例は次頁以降を参照。 ①当該欄に変更事項を記入 ②当該欄は「別紙のとおり」とし、別紙に変更内容を記入 どちらでも可。		変更の生じた項目すべてにチェックを入れ、その内容を3. 欄もしくは別紙に記載する。	
合併届に併せて本届出書を提出する場合は、右欄にチェックすること。		<input type="checkbox"/> 合併届に併せた届出	

添付書類：1 登記事項証明書 2 定款の写し

※ 但し、「事務所の名称」及び「使用人行政書士に関する事項」の変更については、添付書類不要。

1. 合併、解散及び清算終了については、別の届出様式により行うこと。
2. 欄が足りない場合は、適宜別用紙に必要事項を記載すること。

(以下、日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類…… 登記事項証明書 定款の写し

決 裁	会 長	副会長	委員長	委 員	
点 検	事務局長	次 長	課 長	係 長	課 員

()

変 更 後	変 更 前
<p>■法人名称 (ふりがな) YUKIMASA 行政書士法人</p> <p>■目的 目的について、つぎの通り第 6 号を変更し、第 7・8 号を追加する。 6. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 7. ×××× 8. ~~~~~</p> <p>■事務所名称 (ふりがな) YUKIMASA 行政書士法人 横浜オフィス</p> <p>■事務所所在地 本店移動 〒222-2222 東京都渋谷区□□ 03-2222-2222</p> <p>■従たる事務所設置 (ふりがな) YUKIMASA 行政書士法人 神戸オフィス 〒333-3333 神戸市中央区△△333 番地 078-333-3333</p> <p>■従たる事務所廃止 横浜事務所 廃止</p> <p>■社員の加入 兵庫会 行政 三太 (登録番号 23456789) 大阪府大阪市中央区××1-2-3 出資額：100 万円 所属事務所：神戸事務所 特定社員 (申取・社労)</p> <p>■社員の脱退 神奈川会 行政 花子 脱退</p>	<p>■法人名称 行政書士法人 YUKIMASA</p> <p>■目的 第 1~6 号</p> <p>■事務所名称 行政書士法人 YUKIMASA 横浜事務所</p> <p>■事務所所在地 本店移動 〒000-0000 東京都目黒区青葉台 3-1-6 03-0000-0000</p> <p>■従たる事務所設置</p>
<p>主たる事務所移転、従たる事務所設置・廃止・移転に伴う所属社員・使用人の加入・脱退・異動も同時に届出。</p>	
<p>従たる事務所の設置 (廃止) が主たる事務所とは異なる都道府県の場合は、主たる事務所が存する単位会から「名簿変更届出」、従たる事務所が存する単位会から「入会 (退会) 届出」が必要。</p>	
<p>従たる事務所廃止に伴う所属社員・使用人の異動も同時に届出。</p>	
<p>個人を特定できるよう登録番号を明記。 【定款】…出資金は金銭のみに限らず、労務や信用分も加算 【定款・登記事項証明書】…代表社員・特定社員の登記</p>	
<p>【定款】…社員の加入・脱退により、その他の社員の出資額に変更が生じた場合には、同時に届出 (出資額は【法人名簿】で確認可能)。</p>	<p>社員の脱退により、法人の社員が 1 人になってから 6 月間経過するまでに、新たな社員が加入しない場合には、解散となる (法第 13 条の 19 第 2 項)。</p>

記入例

■社員の属する事務所

東京会 行政 次郎 (登録番号 12345670)
本店 所属

■社員の役職又は住所等

東京会 行政 太郎 (登録番号 01234567)
〒000-0002
東京都目黒区〇〇4-5-6
社員

■使用人雇用又は退職

※雇用

兵庫会 行政 友子 (登録番号 34567890)
神戸オフィス

※退職

神奈川会 行政 幸子 退職

■使用人の登録事務所

■その他

■社員の属する事務所

神奈川会 行政 次郎 (登録番号 12345670)
横浜事務所 所属

■社員の役職又は住所等

東京会 行政 太郎 (登録番号 01234567)
〒000-0001
東京都目黒区××1-2-3
代表社員

■使用人雇用又は退職

【定款】【登記事項証明書】には記載されない
が、異動のたびに届出。

※退職

神奈川会 行政 幸子 (登録番号 45678901)
横浜オフィス

■使用人の登録事務所

■その他

法人としての変更届出とは別に、法人に属する社員・使用人においては個人会員としての変更登録手続が必要。